

成年年齢が18歳になります (令和4年4月1日～)

民法改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が18歳になります。これによって、18歳(成年)になると、親の同意を得なくても、多くのことができるようになります。

一方で、契約や不法行為については自らが責任を取らなければなりません。

また、成年年齢が18歳に引き下げられても、お酒やたばこ、公営競技に関する年齢制限は、健康被害への懸念やギャンブル依存症対策などの観点から、従来の20歳という年齢が維持されていますので、注意が必要です。

【18歳(成年)になったらできること(例)】

- ・携帯電話を購入する
- ・ひとり暮らしのアパートを借りる
- ・クレジットカードをつくる
- ・ローンを組む
- ・10年有効のパスポートを取得する
- ・公認会計士や司法書士、行政書士などの資格を取る

など

【これまでと変わらない(20歳にならないとできない)こと(例)】

- ・飲酒をする
- ・喫煙をする
- ・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券を買う
- ・大型・中型自動車運転免許を取得する

など

問住民課 ☎(57)4126

マイナンバーカードの有効期限をご確認ください

マイナンバーカードを20歳未満で作成した方や、カードに電子証明書を搭載された方は、発行日から5回目の誕生日で有効期限が終了します。

有効期限満了が近い方で引き続きご利用を希望される場合は、住民課窓口にて更新手続きをしてください。更新手続きは有効期限の3か月前から行うことができます。更新対象の方には、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)から更新手続きの通知書が送付されます。

なお、カードの期限はカードの券面、電子証明書の期限は券面またはカード交付時にお渡しする電子証明書の写しでご確認ください。

問住民課 ☎(57)4126

証明書自動交付機取扱い終了

役場正面玄関に設置されている証明書自動交付機は、機器本体の製造中止や補修部品の入手が困難となりリース契約の更新ができないため、契約期間の満了となる6月30日(水)をもって取扱いを終了します。皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、今後の証明書の取得は、役場窓口やコンビニエンスストアでの証明書交付サービスをご利用ください。ただし、コンビニエンスストアでのサービスの利用には、マイナンバーカードが必要になります。取得がお済みでない方は、マイナンバーカードの取得をお願いします。

また、これまで自動交付機で利用していた「印鑑登録証カード」は、役場窓口で「印鑑登録証明書」を発行するときに必要ですので、廃棄せずに大切に保管をお願いします。

問住民課 ☎(57)4126

マイナンバーカード日曜交付

【持参する物(必須)】

- ・カード交付の案内ハガキ
- ・通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証等)

【持参する物(お持ちの方)】

- ・住民基本台帳カード

☎3月28日(日)9時～12時

問住民課 ☎(57)4126

森林法による手続きについて

森林の取得や伐採の際には、森林法によって手続きが必要となる場合があります。

【対象者】

- ・売買や相続、譲与等で森林を新たに取得した方
- ・森林の伐採を予定している方(どちらも個人か法人かを問わず対象になります)

【提出期限】

- ・1ha未満 伐採届 →伐採30日前まで
 - ・1ha以上 林地開発許可申請 →伐採60日前まで
- ※書類審査等の都合上、余裕を持って届出ください。
※手続きの要否については問合せ先へご確認ください。

問産業課 ☎(57)4151